

22川監公第12号

平成22年11月25日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年4月12日付け22川監公第6号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	後藤昌一
同	宮原春夫

22川総行革第282号
平成22年10月15日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 後藤 晶一 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年4月12日付け22川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成21年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

1 現場の安全管理が不適切なもの

【指摘の要旨】

浄化槽の撤去現場において、公園利用者に危険が及ぶおそれのあった事例
(中原区役所道路公園センター)

【措置内容】

公園開放区域内における工事施工に際しては、仮設帯を適切に設置するとともに、交通誘導員を配置するなど、公園利用者の安全に十分配慮した現場監理を行います。

2 仕様書及び図面の記載に不備があるもの

【指摘の要旨】

軽易工事の発注に当たり、仕様書及び図面の記載の不備から工事内容を把握できなかった事例

(建設緑政局緑政部緑政課、川崎区役所道路公園センター、多摩区役所道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

[措置内容]

軽易工事の発注に係る設計図書の作成にあたっては、工事仕様を適切に記載し、工事内容を確実に把握できるように関係職員に対し周知徹底しました。